

令和5年度事業計画について

目 次

頁

1 公益目的事業（実施事業等会計）

- (1) V T S人材育成協力プロジェクト（日ASEANプロジェクト）・・・ 3
- (2) 発展途上国の航路標識職員のための啓蒙・育成事業 ・・・ 4
- (3) 航路標識の標準化に関する調査研究 ・・・ 5
- (4) 許可標識用灯器認定事業及び海上標識用灯器認定事業 ・・・ 5
- (5) 航路標識に関する周知・啓蒙普及事業 ・・・ 5

2 共益目的事業（受託事業：その他会計）

- (1) 航路標識保守・点検事業 ・・・ 6
- (2) 航路標識に関する調査研究事業 ・・・ 6
- (3) 国際関係事業（コンサルタント業務） ・・・ 6

1 公益目的事業（実施事業等会計）

（1）VTS人材育成協力プロジェクト（日ASEANプロジェクト）

近年アジア諸国では、経済発展に伴いその基盤であり物流の拠点となる港湾等のインフラ整備が急ピッチで進められている。港湾整備が進展し、その利用が活発になるにしたがって当該港湾及びその周辺海域の海上交通は、複雑に輻輳化が進み新たな航行安全対策の導入の必要性も生じている。このような背景のもと海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）において航行安全対策の一つとして位置付けられている船舶通航支援等業務（「VTS」：Vessel Traffic Services）の導入がアジア地域でも増加、活発化してきており「VTS」の先進国である我が国に対し東南アジア諸国連合（ASEAN）の複数国から「VTS」の設備導入や「VTS」を運用する人材育成に係る支援要請が出されるようになった。

日ASEAN交通連携プログラムのもと平成28（2016）年3月から2か年、当協会が主要な管理・実施主体としてマレーシア国に「ASEAN」地域の「VTS」要員を育成するための「ASEAN地域訓練センター」（「ARTV」：ASEAN Regional Training Center for VTS）を設立し、必要な訓練設備の導入・整備や同訓練センターを使用した国際航路標識協会（「IALA」：International Association of Marine Aids to Navigation and Lighthouses Authorities）の国際基準に合致した資格を有するVTSの管制官育成プロジェクト（以下「第1次プロジェクト」という）を行った。第1次プロジェクトは、計画した成果を十分に出したところであり、関係国からその成果が認められ継続要請があったことから日ASEAN交通次官会合において平成30（2018）年4月から更に2か年の継続したプロジェクト（以下「第2次プロジェクト」という）の実施が認められ、VTS管理者研修の新設等、研修の見直し、「ASEAN」各国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）と日本を結ぶ遠隔トレーニングシステム機器の整備を行った。また、

関係国からの要請によって、第2次プロジェクトを引き継ぐ第3次プロジェクトが承認された。

第3次プロジェクトについては、令和2（2020）年3月、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大によって、「ARTV」で行っていた研修は、途中で中止せざるを得ない状況になった。また以後マレーシアを含む「ASEAN」各国は、同感染症防止対策のため、出入国制限、活動制限等が行われ同訓練センターでの研修は、実施できない状況が続いた。令和2（2020）年3月に研修途中で研修自体を中止した研修受講者へ対し令和3（2021）年度、遠隔トレーニングシステム機器を活用した履修レベル・理解度の評価・フォローを行うとともに、新たな研修生を対象として遠隔トレーニングシステム機器操作や現地スタッフに対する同機器の保守研修を行った。また、「ASEAN」各国の同感染症の状況を注視・踏まえつつ令和3（2021）年12月「ARTV」での第3次プロジェクトでの研修再開を目指し準備を進めたが、新たに出現したオミクロン株等の感染状況・影響のため関係者間で協議した結果、研修再開は令和4年度とすることとなった。令和4年8月より「ARTV」での第3次プロジェクトの研修再開を図り、予定を終了した。

令和5年度以降、今後のVTS人材育成協力プロジェクト（日ASEANプロジェクト）については、現在、関係者間・関係各国内で協議・調整が進められている。

（2）発展途上国の航路標識職員のための啓蒙・育成事業

開発途上国を対象として、航路標識業務の持続的発展を支える人材の育成、ひいては船舶交通の安全確保及び効率性の向上並びに海洋環境の保全に資することを目的として、「IALA」におけるIALAワールドワイドアカデミー（「IALA-WWA」：IALA WORLD-WIDE ACADEMY）構想の実施主体である「IALA-WWA」理事会に参画し、国際的な航路標識職員の教育訓練体制構築に関する調査研究を行う。

また、航路標識職員に必要な知識、技能要件は、IALA勧告R0141（E-

141) TRAINING AND CERTIFICATION OF MARINE AIDS TO NAVIGATION PERSONNEL) に定められていることから令和5年度も航路標識を適切に管理運用するために必要となるIALA勧告 R0141 (E-141) に沿ってマニュアル作成等を行う。

(3) 航路標識の標準化に関する調査研究

航路標識機器認定のための航路標識機器の性能基準・試験方法等に資するため、「IALA」各委員会に参画し標準化に関する調査研究を行う。

(4) 許可標識用灯器認定事業及び海上標識用灯器認定事業

海上保安庁長官の許可を得て設置する標識(許可標識)及び海上保安庁長官の設置に関する許可を要しない標識に使用する灯器の性能等について認定を行う。

また、許可標識用灯器に合格し認定された灯器については、必要に応じて当該灯器メーカーの代理人として、当該灯器の性能等を付して、海上保安庁長官が定める用品の型式指定に関する申請等の事務を行う。

(5) 航路標識に関する周知・啓蒙普及事業

- ① 灯台ワールドサミット等航路標識に関する記念事業について、賛助会員会社と協力して各種事業を行う。
- ② 航路標識用施設及び機器等についてのインターネットホームページを通じ周知活動を実施する。

2 共益目的事業（受託事業：その他会計）

（1） 航路標識保守・点検事業

航路標識の管理者から委託を受け航路標識の保守・点検事業を行う。

（2） 航路標識に関する調査研究事業

既存航路標識の再配置計画、老朽度調査、レーダー局設置に関する電波干渉調査等、航路標識に関する調査研究事業を行う。

（3） 国際関係事業（コンサルタント業務）

独立行政法人国際協力機構（JICA）等関係団体、国際事業者の委託に基づき、輻輳化が進む物流の基幹港湾やその周辺海域のVTSに関する調査、大規模海難等を契機に必要性が生じた海域への船舶動静監視用レーダー局に関する調査、港湾整備進展に伴う航路標識の再配置計画、様々な航路標識維持管理に必要な職員の教育等、国際関係事業に関するコンサルタント業務を実施する。